

平成18年度笠間市一般・特別会計
決算特別委員会記録 第1号(設置委員会)

平成19年9月6日(木曜日)午前11時30分開会

第1委員会室

本日の会議に付した案件

- 1) 委員長の互選について
- 2) 副委員長の互選について
- 3) その他

出席委員

委員	野口 圓 君
"	藤枝 浩 君
"	鈴木 裕 士 君
"	西山 猛 君
"	石松 俊 雄 君
"	畑岡 進 君
"	杉山 一 秀 君
議長	石崎 勝 三 君

欠席委員

委員	蛭澤 幸 一 君
----	----------

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

事務局 長	鈴木 健 二
事務局 次長	中 田 明
次長 補 佐	柴 山 昭

午前11時30分開会

鈴木議会事務局 長 先ほど、決算特別委員会が設置され、委員に8名の方々が決まったわけでございます。

ただいまから、正副委員長を決めていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長が決まるまで、臨時委員長は、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の委員が行うことになっております。

きょう在席の中で、杉山一秀委員が年長委員でありますので、臨時委員長の職務をお願いいたします。

〔臨時委員長 杉山一秀君着席〕

杉山臨時委員長 年長ということで、今臨時委員長を務めさせていただきますので、何分にもふなれでございますが、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は、7名であります。欠席委員は、蛭澤幸一委員であります。

定足数に達しておりますので、これより、決算特別委員会を開きます。

杉山臨時委員長 なお、本日の委員会には、事務局より、鈴木事務局長、中田次長、柴山補佐が出席をしております。

会議の記録は、書記の柴山補佐にお願いいたします。

委員長の互選

杉山臨時委員長 それでは、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、どのようにしますか。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11時32分休憩

午前 11時33分再開

杉山臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

委員長には、私から畑岡 進君を指名したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員長に畑岡 進委員を選任することに決定しました。

ここで、委員長と交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長 畑岡 進君着席〕

畑岡委員長 ただいまご指名にあずかりました畑岡です。皆様のご協力をいただきまし

て、よろしく願ひいたします。

決算特別委員会委員長のご指名をいただきありがとうございます。各位のご協力をいただきまして、平成18年度の各会計決算について、その内容を審査する重責を担ってまいりたいと思っております。ご指導、ご協力をお願いいたします。

副委員長の互選

畑岡委員長 それでは、副委員長の互選を行いたいと思います。

西山委員。

西山 猛委員 委員長の指名でいかがでしょうか。

畑岡委員長 ただいま、西山委員より委員長の指名ということがございましたが、ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

畑岡委員長 それでは、委員長の指名とさせていただきたいと思います。

それでは、決算特別委員会副委員長に藤枝 浩委員によりしく願ひしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

畑岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、藤枝 浩委員が決算特別委員会副委員長に決定いたしました。

よろしく願ひいたします。

その他

畑岡委員長 次に、委員会の審査順についてであります。会議規則第91条により、別紙日程表のとおりとし、提案者の説明のあと、続いて質疑を行います。最終日に討論、採決を行うことにいたしたいと思ひます。

また、質疑の回数であります。これまでの議事整理の関係上、本会議同様に1人続けて3回まででありましたが、いかがいたしまししょうか。3回の中で、時間的な要素が今事務局の方から説明がありますので、意見をいただく前に、事務局長の方から説明願ひます。

事務局長鈴木君。

鈴木議会事務局長 皆さんご承知のとおり、本来は、委員会は自由に発言できることになっております。ですけれども、今まで、予算と決算につきましては、内容がそれで決まっておりますし、そして委員会での説明も、見ていただくとわかるように、約40人から細かに説明がございます。したがって、今まで、本会議と同じように、1人続けて3回までの質疑ということでさせていただきました。そういうことで、できれば今までと同じよ

うに、質疑される方は質疑が始まりましたら、本会議と同じように続けて3回でお願いできればというふうに思います。

以上でございます。

畑岡委員長 鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 今の3回という定義をはっきりさせてもらいたいんですけども、同じテーマについて、同じ質問内容で3回までということなのか。例えば、それともこの市長公室関係で3回までということなのか。この3回までの中で、市長公室の問題について幾つも質問しますよね。これは幾つ質問してもいいわけですか。

畑岡委員長 鈴木事務局長。

鈴木議会事務局長 今、鈴木（裕）委員からありましたけど、議題としては、認定第1号からこうあるわけですけど、説明は、いわゆる特別会計がない部については、例えば総務部とか市長公室、これについては、一般会計のみだと思うんですよ。その場合に、課ごとに説明を受けて、続けて質疑ですから。ですから、その課の説明が終わった後、続けて3回ということにさせていただいたということ。ですから、課ごとに説明があります。それで、説明を受けた後、質疑ですから、それで続けて3回。ですから、また変わりますね。そうしたら、そこで質疑は1人3回まで。こういうことで、今までやらせていただいたと思うんです。そういうことです。

畑岡委員長 ご意見どうでしょう。

鈴木（裕）委員。

鈴木裕士委員 例えば、秘書課のことについて1回目の質問で、A B C D Eとやって、これはこれで1回と数えるわけ。

〔「そういうことです」と呼ぶ者あり〕

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

畑岡委員長 ほかにご意見。

西山委員。

西山 猛委員 委員会を運営するに当って、運営上3回というのは一つの単位だと思うんですよ。要するに、中身の濃いものにして、だだだにしないということだと思うんです。ですから、場合によっては、なかなか真意が伝わらない。答弁になっていない。そういうものも出てくるでしょうから、原則3回。あとは委員長の許可をもって、発言や答弁を求めるとことにしてもらわないと。ここまで言って、その先が見えない、答えがもらえない。こういう問題も出てくると思います。ですから、原則3回。委員長の許可があれば、その限りでないというふうにしていただけると、私は自由な政治活動ができると思っておりますので、よろしく願いいたします。

畑岡委員長 今、西山委員の方から出ましたように、一応原則3回、前回までと同様にさせていただいて、特別に審議が深くなったり、意見にちょっと食い違いがあった場合には、

委員長判断という形をとっていただきたいという意見がありました。どうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

畑岡委員長 いいですか。

それでは、ただいま鈴木（裕）委員と西山委員から意見が出ましたように、原則としては1人続けて3回。それは各課によってですから。そこを了承していただきたいと思います。そして、なお、その状況にあわせて、委員長または副委員長の権限のもと、継続する可能性はあるということ踏まえ、そういうことではないと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

畑岡委員長 異議なしということでございますので、よろしくお願いします。

また、当委員会の審査は、9月11日午前10時よりです。議員全員協議会室において開きますので、皆さんのご参集をよろしくお願い申し上げます。

畑岡委員長 本日はこれもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午前11時42分散会